



JSG ニュースレター

台湾經濟部・財政部が「会社又はリミテッド・ パートナーシップの AI 機器又は 5G への投資 に伴う投資税額控除弁法」公布

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

台湾政府の AI 機器産業政策推進に合わせ、産業構造の最適化により AI 化のアップグレードを図り、また、多元的な応用技術の創出を奨励し、情報格差を解消すべく、立法院は 6 月 19 日付で「産業創新条例」第 10 条の 1 の改正条文を正式通過（三読通過）させ、台湾総統は、7 月 3 日付で公表しました。これにより、会社又はリミテッド・パートナーシップによる AI 機器及び 5G（第 5 世代移動通信システム）に係るハードウェア、ソフトウェア、技術又は技術サービスへの支出につい

て、営利事業所得税の税額控除の適用を可能とする規定を明確に定め
ました。この延長として、「産業創新条例」第 10 条の 1 第 6 項の権限
の下、台湾經濟部と財政部は、10月24日付で「会社又はリミテッド・
パートナーシップによる AI 機器又は 5G への投資に伴う投資税額控除
弁法」（以下「本弁法」）を制定・公表しました。施行期間は、2019
（民国 108）年 1 月 1 日から 2022（民国 111）年 12 月 31 日までと
なっております。主なポイントは、下表のとおりです。

項目	本弁法の詳細
適用対象となる投資項目及び金額に係る規定	<ul style="list-style-type: none"> ● AI 機器、5G システムに係る最新のハードウェア、ソフトウェア、技術の購入又は技術サービスが該当。 ● 当年度の購入金額が新台幣元 100 万元に達している場合に適用できる。但し、10 億元を上限とする。 ● 「購入」とは、他社からの購入による取得、ファイナンス・リースによる取得、自らによる製造又は他社への委託による製造が含まれる。 ● 「技術」とは、AI 機器、5G システム専用の特許権又は特許技術を指す。 ● 「技術サービス」とは、「技術」に関連する計画、設計、検査、テスト、プロジェクト管理、システム統合、又はその他のサービスの提供を指す。
投資設備の設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置場所は、営利事業が自ら所有する又は賃借する生産拠点、営業所に限る。但し、職業上の特性により特定の場所に設置する必要がある場合は、この限りではない。 ● 設置場所に変更が生じた場合、営利事業は自ら管轄の税務当局に申し入れ、調査に備えなければならない。
投資税額控除のオンライン申請に係	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請期間：当年度の営利事業所得税確定申告期間が始まる 4 ヶ月前から申告期間終了日まで（12 月決算〔1 月 1 日～12 月 31 日〕を採

<p>る査定書類の申請・査定期間</p>	<p>用している業者は、翌年 1 月から 5 月まで)の間に、経済部のシステムにてオンライン申請を完了させること。申請は、同一の課税年度につき一度限りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 査定期間：主管機関は、当年度営利事業所得税確定申告期間終了日から 7 ヶ月以内に査定を行い、システムを通じて査定に係る通知を申請者に送付しなければならない。
<p>投資税額控除のオンライン申請に係る提出書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● システム上での登録の上、オンライン申請を完了させる。なお、下記の資料をアップロードする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 投資計画 ➤ 統一発票、輸入通関書類及び支払証明書、統一発票及び賃貸契約書（ファイナンス・リースによる購入）等を含む、投資税額控除の対象となる支出項目に係る購入の証明書類
<p>税額控除の税率及び税額控除に係る制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 税額控除金額については、下記のうち、いずれかを適用する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 支出金額の 5%を上限として、支出年度の営利事業所得税から控除する。 ➤ 支出金額の 3%を上限として、支出年度から 3 年にわたり各年度の営利事業所得税から控除する。 ➤ 当年度の認定は、統一発票が帰属する年度に基づいて行う。統一発票を交付すべき状況に帰属しない場合、支払年度に基づいて認定する。 ● 支出金額には、政府からの補助金及び投資資金は含まれない。 ● 当年度の要納付税額から控除できる税額控除額は、当年度の要納付税額の 30%を超えることができない。 ● 営利事業が、同一年度に本弁法における投資税額控除及びその他の投資税額控除を併せて適用する場合、当年度の控除金額の合計は、当年度営利事業所得税の 50%を上限とする。但し、その他の法律の規定により、当年度が最終控除

	<p>年度であり、控除金額が制限を受けない場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 購入の翌日から3年以内に転貸、賃貸、転売、返品、競売、廃棄、盗難、他者による法に基づく回収、又は使用者の変更等の事由が発生した場合、規定に基づき、控除済みの所得税額に延滞税を加算して追納しなければならない。 ● その他の法令に基づき、支出金額に対して既に租税優遇を適用している場合、同一の事項に本弁法で定める奨励事項を適用することはできない（本弁法及び産業創新条例第23条の3を適用した未処分利益に対する控除については、前述の制限は適用されない）。 ● 施行期間：2019年1月1日から2022年12月31日まで（AI機器への適用は、2021年12月31日まで）。
--	---



Get in touch

JSG ホームページ

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。Deloitte (“DTTL”) はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッド (Deloitte AP) は保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京を含む 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“Deloitte ネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。本資料に依拠することにより利用者が被った損失について、Deloitte ネットワークおよび如何なる組織体も一切責任を負わないものとします。



日商組新聞稿
經濟部、財政部訂定
「公司或有限合夥事業投資智慧機械或第五代
行動通訊系統投資抵減辦法」

為配合政府智慧機械產業政策之推動，優化產業結構達成智慧升級轉型，並鼓勵多元創新應用，縮短數位落差，立法院於 6 月 19 日三讀通過增訂產業創新條例第十條之一，總統於 7 月 3 日公布，明定公司或有限合夥事業投資智慧機械及第五代行動通訊系統相關硬體、軟體、技術或技術服務之支出得適用抵減應納營利事業所得稅額規定。爰此，依據產業創新條例第十條之一第六項之授權，經濟部、財政部於 10 月 24 日公布訂定「公司或有限合夥事業投資智慧機械或第五代行動通訊系統投資抵減辦法」，施行期間為民國（以下同）108 年 1 月 1 日至 111 年 12 月 31 日，重點如下。

項目	公司或有限合夥事業投資智慧機械或第五代行動通訊系統投資抵減辦法內容
適用投資項目及金額規定	<ul style="list-style-type: none"> ● 購置智慧機械、5G 系統相關全新硬體、軟體、技術或技術服務。 ● 當年度購置金額達 100 萬元得適用，但以 10 億元為限。 ● 購置包括向他人購買取得、融資租賃取得、自行製造或委由他人製造。 ● 技術指專用於智慧機械或 5G 系統之專利權或專用技術。 ● 技術服務指提供與技術有關之規劃、設計、檢驗、測試、專案管理、系統整合或其他服務。
設備安裝地點	<ul style="list-style-type: none"> ● 以營利事業自有或承租之生產場所或營業處所為限。但因行業特性須安裝於特定處所，不在此限。 ● 安裝地點如有變動，營利事業應自行向稅捐稽徵機關申請備查。
線上申請投資抵減核定函之作業期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請時限：辦理當年度營利事業所得稅結算申報期間開始前 4 個月起至申報期間截止日內，(曆年制業者為次年 1 月至 5 月) 至經濟部建置之申辦系統完成線上申辦作業，同一課稅年度限申請一次。 ● 核定期限：主管機關應於當年度營利事業所得稅結算申報截止日後 7 個月內完成核定，並自系統發送核定通知予申請人。
線上申請投資抵減應上傳文件	<ul style="list-style-type: none"> ● 登錄系統完成線上申辦作業，並上傳下列資料： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 投資計畫 ➢ 投資抵減支出項目有關購置證明文件，包括統一發票、進口報單及付款證明、統一發票及租賃契約(以融資租賃方式購置)等
抵減率及抵減限制	<ul style="list-style-type: none"> ● 抵減金額擇一適用 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 支出金額 5%，抵減當年度應納營利事業所得稅額； ➢ 支出金額 3%，自當年度起 3 年內抵減各年度應納營利事業所得稅額； ➢ 當年度認定係以取得之統一發票所屬年度，如非屬應取得統一發票者，以付款年度認定。 ● 支出金額不包括政府提供之補助款及投資款。 ● 當年度抵減應納營利事業所得額不得超過當年度應納營利事業所得稅額 30%。 ● 營利事業於同一年度合併適用本辦法之投資抵減及其他投資抵減時，其當年度合計得抵減總額以不超過當年度應納營利事業所得稅額百分之 50% 為限。但依其他法律規定當年度為最後抵減年度且抵減金額不受限制者，不在此限。 ● 於購置之次日三年內發生轉借、出租、轉售、退貨、拍賣、報廢、失竊、經他人依法收回或變更原使用目的者事者，應依規定補繳已抵減之所得稅款並加計利息。 ● 支出金額已依其他法令享有租稅優惠者，不得就同一事項重複享有本辦法所定之獎勵。 ● 施行日期 108 年 1 月 1 日至 111 年 12 月 31 日 (智慧機械僅適用至 110 年 12 月 31 日)。



Get in touch

日商組官方網站

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所。每一個會員所均為具有獨立法律地位之法律實體。Deloitte("DTTL")並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2019 勤業眾信版權所有 保留一切權利